

生食衛発0324第1号
平成28年3月24日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 政令市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品全部生活衛生課長
(公印省略)

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく
出張理容・出張美容の対象について

理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という。）については、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。」とともに、「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされたところです。

今般、同計画を踏まえ、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第1号及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第1号に規定する「疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者」に該当すると考えられる者について、下記のとおり整理しましたので、下記内容を十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

なお、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。

2 出張理容・出張美容の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 出張理容・出張美容の実施に当たっては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添）を衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。
- (2) 出張理容・出張美容の対象とならない者に対して、出張理容・出張美容を行うことは、理容師法又は美容師法違反となるものであり、そのような行為が行われることのないよう、出張理容・出張美容の実施状況等について把握に努め、仮に法律違反の行為を把握した場合には、厳正に対処すること。
- (3) 1(2)に示した者に対し、出張理容・出張美容を行う場合にあつては、施術を受ける者の監護下にある者に事故等が生じないよう留意すること。

事務連絡
平成28年3月24日

各〔都道府県
政令市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品全部生活衛生課

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく
出張理容・出張美容の対象について

標記については、本日付け生食衛発0324第1号において考え方を示したところですが、同通知に基づく出張理容・出張美容の対象範囲の拡大に係る運用を適切に行っていただくため、別紙のとおりQ&Aを取りまとめたので、内容を御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

| | 通知該当部分 | 問 | 答 |
|---|--------|--|--|
| 1 | 1. 柱書き | 「次のような者が該当すると考えられること」とあるが、今回の通知の対象に含まれない場合は、条例で定めない限り、出張理容・出張美容の対象にならないと理解してよいか。 | そのとおり。 |
| 2 | 1(1) | 「要介護状態にある等」の「等」は何を指すのか。 | 例えば、入所施設にいる場合などが考えられる。 |
| 3 | 1(1) | 「その状態の程度や生活環境に鑑み」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば、片足骨折の状態であるが松葉杖を使用して歩くことができ、近距離のタクシーを利用して理容所・美容所に来ることができる場合や、両足骨折の状態であるが同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができる場合は、出張理容・出張美容は認められないのか。 | <p>「その状態の程度」とは、例えば、骨折の場合であれば骨折の程度のことであり、「生活環境」とは、例えば、家族等からの援助の得やすさや移動手段の確保のしやすさ等のことである。</p> <p>出張理容・出張美容が認められるか否かについては、「その状態の程度」や「生活環境」を総合的に勘案し、個別具体的な事情に照らして判断されたい。</p> <p>なお、一般的には、骨折の状態であっても、タクシー等により日常的に外出しており、その行動範囲の中に通常利用している理容所又は美容所がある場合は、理容所又は美容所に来ることが困難であるとは認められないと考えられる。</p> <p>両足骨折の場合については、一般的には、自ら外出することは困難であり、仮に、家族の助けを借りたとしても理容所又は美容所に来ることは容易ではないと考えられることから、理容所又は美容所に来ることが困難であると考えられるが、同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができ、それが困難であるとは認められない場合には、出張理容・出張美容は認められない。</p> |
| 4 | 1(2) | 「自宅等」の「等」は何を指すのか。 | 自宅以外であっても、生活の本拠であると認められる場所を指すものである。 |
| 5 | 1(2) | 「家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者」とあるが、この場合の「家族」とはどの範囲までをいうのか。 | 個別具体的な事情に照らして判断すべきものであるが、一般には乳幼児の育児や高齢者の介護を担っている同居の家族は該当する。 |

| | | | |
|----|------|--|--|
| 6 | 1(2) | <p>「乳幼児」とあるが、保育園や幼稚園の年長児も含まれるのか。他方、小学生は含まれないのか。</p> | <p>乳幼児は一般に保護者等による保護の必要性が高いと考えられるが、発達個人差も大きいと考えられることから、保育園や幼稚園の年長児の場合、その発達状況に応じて判断することが必要である。ただし、幼稚園の就園児については、通常、登園中には理容所・美容所に来ることが可能と考えられる。</p> <p>他方、小学生については、一般に常時保護者の監護下におく必要性はないと考えられるが、重度の障害を有する等により「重度の要介護状態にある高齢者等」に該当すると考えられる場合には、対象となり得る。</p> |
| 7 | 1(2) | <p>「重度の要介護状態」とあるが、これは介護保険制度における要介護状態のことを指すのか否か。また、「重度」とはどの程度のことをいうのか。</p> | <p>「要介護状態」とは、介護保険制度における認定を受けている場合に限定したものではない。また、「重度」については、「当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる」かどうかも考慮して判断されるものである。</p> |
| 8 | 1(2) | <p>「高齢者等」の「等」は何を指すのか。</p> | <p>障害者等の常時介護が必要となる者が考えられる。</p> |
| 9 | 1(2) | <p>「その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用する」というのは、例えば、現状において訪問介護サービス等の契約を行っていないが、契約を締結すればサービスを利用できる状態にある場合も含むのか。</p> | <p>該当するかどうかは、「サービスを利用することが困難」と認められるかどうかであり、訪問介護サービス等のサービスを利用することが困難と認められるかどうかについて、利用可能なサービスの有無や経済的な事情なども含め、個別具体的な事情に照らして判断されるべきものである。</p> |
| 10 | 1(2) | <p>「当該家族の安全性を確保することが困難」とは、具体的にはどういう状態を想定しているのか。</p> | <p>育児中の乳幼児又は介護を受けている高齢者等を一人で家に残した場合に、当該乳幼児・高齢者等の生命、身体の安全性を確保することが困難となるような場合を想定している。</p> <p>したがって、例えば要介護の状態であっても心身の状態が安定しており、数時間であれば一人で過ごせるような場合は、これには当たらない。</p> |
| 11 | 1(2) | <p>「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」の第5の1で「作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと」とされていることとの関係はどのように考えれば良いか。</p> | <p>本通知1(2)に該当するとして出張理容・出張美容を行う場合においても、衛生の確保という衛生管理要領の趣旨から、育児等の対象者が施術室に出入りすることは適切ではない。</p> <p>ただし、施術環境として適切な衛生措置が講じられた上で、柵付きのベッド等により乳幼児自らが柵の外に出られない等の安全上の措置が講じられた場合は、この限りではない。</p> |